

御注意

1 連結親法人の連結期末の資本金の額又は出資金の額に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式

2 ①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である
「48」から「50」までの各欄は、連結親法人の

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
平成 年 月 日 (連結中間申告の平成 年 月 日
場合の計算期間 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

[illegible]

法人税額の計算		十	億	百	万	千	円
控除税額の計算	所得税の額 (別表六の二(一)「6」③)	16					
	外国税額 (別表六の二(二)「16」)	17					
	計 (16) + (17)	18					
	控除した金額 (12)	19					
	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20					
土地譲渡税額の 内訳	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	21					0
	同上 (別表三(二の二)「28」)	22					0
	同上 (別表三(三)「23」)	23				0	0
この申告による 還付金額	所得税額等の還付金額 (20)	24					
	連結中間納付額 (14) - (13)	25					
	連結戻しによる 還付請求税額	26					
	計 (24) + (25) + (26)	27					
	この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (60)	28					
この申告が 修正の場合	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)	29					0 0
	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計又は「16」)	30					
	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	31					

この申告書による			
課税額 の 標準 法計 算	基準 法人 税額	連結 所得 の金額 に対する 法人税額 (1)+(5)+(7)+(10)の外 の金額に 対する 法人税額 (9)	32
		課税 連結 所得 の金額 に対する 法人税額 (9)	33
	課税 標準 法人税額 (32)+(33)		34
地 方 法 人 税 額 (58)			35
課税連結留保金額に係る 地方法人税額 (59)			36
所 得 地 方 法 人 税 額 (35)+(36)			37
外 国 税 額 の 控 除 額 (別表六の二)(20)			38
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除 地方法人税額			39
差 引 地 方 法 人 税 額 (37)-(38)-(39)			40
中間申告分の 地方法人税額			41
差引確定 地方法人税額 (40)-(41)	中間申告の場合はその 税額とし、マイナスの 場合は、(43)へ記入		42

この申告による還付金額 (41) - (40)			43	外															
この申告の申告前 の申告前 の申告前 の申告前	この申告の申告前 の申告前 の申告前 の申告前	連結所得の金額 に対する法人税額 (68)	44																
		課税連結留保金額 に対する法人税額 (69)	45																
		課税標準法人税額 (70)	46														0	0	0
		この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	47															0	0

還付を受ける 金融機関等	銀行		本店・支店	郵便局名等
	金庫・組合		出張所 預金	
	農協・漁協		本所・支所	
口座 番号			ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-

※税務署処理欄